

□ 石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材についての作業基準（改正大気汚染防止法施行規則第16条の4第6号）

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材のレベル3建材の作業基準

<p>石綿を含有する成形板その他の建築材料を除去する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 2 1の方法により特定建築材料（3に規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 3 石綿含有い酸カルシウム板第1種にあっては、1の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生[※]すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 4 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
<p>石綿を含有する仕上塗材を除去する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（2の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） 2 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生[※]すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 3 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

※ 作業場所をプラスチックシート等で囲うことを指し、負圧管理までは要しない。